

事務連絡
令和5年9月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

広島県の盛土規制による建設発生土の搬出先確認について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害の発生等を踏まえ、不法・危険盛土等の発生を防止するため、盛土規制法と併せ、建設発生土の搬出先の明確化等に関する取り組みとして、資源有効利用促進法の省令改正による計画制度の強化により、元請業者に搬出先の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

9月28日に、広島県（政令市（広島市）、中核市（呉市、福山市）を除く）において盛土規制法に基づく規制区域が指定され、建設発生土の搬出先の確認の際は、法に基づく許可・届出が行われているかの確認が必要となります。

別紙「広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について」を確認いただき建設発生土の適正な処理に努めていただくよう周知させていただきます。

また、ストックヤード運営事業者登録制度つきましても、ストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただきますよう協力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の関係建設業者に対して周知いただくよう、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

○別紙「広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について」

○建設業者向けチラシ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます!

～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

○ストックヤード事業者向けチラシ

「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか?

<参考>

○国土交通省ウェブサイト [「建設発生土の搬出先計画制度」](#)

- ・別添2 確認結果票作成に当たっての解説
- ・建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

※「建設発生土の搬出先計画制度」を Web 検索